大阪市内河川の水上航行ルール

＜河川水上航行ルールを見直しています＞

航行ルールが適用される河川は、大川、堂島川、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川、東横堀川、道頓堀川です。

安全で快適な河川環境を維持するため、航行ルールの遵守をお願いします。

ー 基本的な注意事項 ー

河川内では
右側通航

航走波の抑制を！

特定船舶優先区域
大型動力船が優先

禁止！
迷惑運転
危険運転

汽笛類や灯火の携帯

係留場所なし
大阪湾の潮位に注意

大阪府　大阪市
河川水上交通の安全と振興に関する協議会

ー 河川航行時の注意事項 ー

事前に航行計画を立てましょう！

⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。

⚠ 橋梁が低いため、大阪湾の潮位によっては出入りができません。

⚠ 事前に大阪湾潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるよう、航行計画を立てておきましょう。

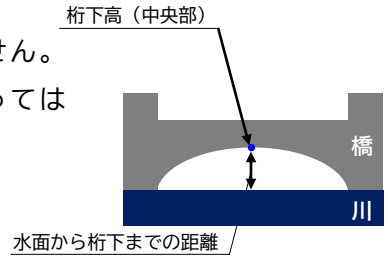

— 代表的な桁下高の低い橋梁 —

河川名	橋梁名	水面から桁下までの距離	桁下高		
			T.P.表記	O.P.表記	D.L.表記
		（参考値）	（参考値）	（参考値）	（参考値）
木津川	昭和橋	1.4～3.1m ※	+2.3m	+3.6m	+3.1m
土佐堀川	淀屋橋	1.5～3.2m ※	+2.4m	+3.7m	+3.2m
堂島川	大江橋	1.6～3.3m ※	+2.5m	+3.8m	+3.4m

気象庁HP

潮位表を確認下さい

O.P.：大阪湾最低潮位　T.P.：東京湾平均海面　O.P.＝T.P.＋1.3m　D.L.：大阪港で設定している潮位観測基準面　O.P.＝D.L.＋0.4m

※異常潮位や波の影響により、この距離より短くなることがあります。

河川合流部では減速し、他船の航行に注意しましょう！

⚠ 大阪市内河川には河川合流部が多数あります。
河川合流部ではお互いの視認が遅れますので、減速した上で、他船に注意して航行しましょう。

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけられています。詳しくは裏面の地図を確認の上、現場の標識に従いましょう。

ルールに関するお問い合わせは

大阪市（東横堀川・道頓堀川）
建設局道路河川部　TEL:06(6615)6833

大阪府（大阪市管理以外の河川）
都市整備部河川室　TEL:06(6944)9304,9306

このリーフレットは20,000部作成し、一部あたりの単価は4.2円です。　令和７年２月版

河川水上航行ルール見直し案

… 航行ルール適用区域

「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します

地図上の ［　　］ で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」を含みます。
下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
船種	作業船	動力船（土砂運搬船）	動力船（旅客船等）	手漕ぎ・足漕ぎボート	モーターボート、水上オートバイ等

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。
それ以外の水域では、原則として人力船が優先となります。

京橋口、新鴫野橋では、通航帯を設定します

可航幅の狭い箇所や視認性の悪い箇所は、船種別に通航帯を設定します。（通航特別区域）
なお、指定の通航帯は行き会い禁止、追い越し禁止となります。

現場の標識に従いましょう！

名 称	標 識	意 味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き会い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域	5	護岸から５メートル以内は通航してはいけません
船幅制限（５m）	▶5◀	船幅が５メートルを超える船舶は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き会い・追越し禁止	橋脚間のみ可	橋脚間以外ですれ違ってはいけません

「道頓堀川水門」「東横堀川水門」の通航には、事前申込が必要です。
連絡先：大阪市建設局東横堀川水門　TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027